

ばら積貨物船，鉍石運搬船及び兼用船以外の 船舶の貨物用倉口に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編及び CS 編

鋼船規則検査要領 C 編及び CS 編

改正事項

ばら積貨物船，鉍石運搬船及び兼用船以外の船舶の貨物用倉口に関する事項

改正理由

IACS は，IACS 統一規則 S21 を制定し，IACS 統一規則 Z11 に定義されるばら積貨物船，鉍石運搬船及び兼用船の貨物用倉口に関する要件を規定している。一方，それ以外の船舶，例えばコンテナ運搬船，一般貨物船等の貨物用倉口に関する統一規則は定められていなかった。そのため，IACS は，ばら積貨物船，鉍石運搬船及び兼用船以外の船舶の貨物用倉口に関する取り扱いを IACS 間で共通とすべく，新たに IACS 統一規則 S21A を制定した。

今般，IACS 統一規則 S21A に基づき，関連規定を改めた。

改正内容

ばら積貨物船，鉍石運搬船及び兼用船以外の船舶の貨物用倉口に関する要件を取り入れた。